

通所介護

重要事項説明書

有限会社ホクセイ

デイサービスセンターこもればい太田

1. 提供するサービスについての相談窓口

電話：0276-33-0123

担当：管理者又は生活相談員

※ 原則、月曜から土曜の8時30分から17時30分まで勤務しております。

※ 担当不在の際には、他の職員がうけたまわります。

2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

法人名称	有限会社ホクセイ
代表者	代表取締役 堀内元
施設名称	デイサービスセンターこもればい太田
所在地	群馬県太田市由良町605
介護保険指定番号	1070503329
定員	20名

(2) 職員体制※介護保険法で定める人員基準に準ずる

管理者	1名（常勤兼務）
生活相談員	営業日、営業時間を通じて常勤専従職員を1名以上 ※1日8時間勤務
看護職員	営業日、営業時間を通じて非常勤職員を1名以上 ※1日最低2時間以上勤務
介護職員	営業日、営業時間を通じて常勤職員及び非常勤職員配置 ※当日のご利用者の人数に応じて複数名、最大15h勤務
機能訓練指導員	営業日、営業時間を通じて非常勤職員を1名以上 ※1日最低1時間以上勤務

(3) 設備の概要

設備の種類	数
食堂・機能訓練室	1室
静養室	1室
浴室	1室（一般浴槽1・機械浴槽1）脱衣室あり
相談室	1室
トイレ	2カ所
送迎車	3台

(4) サービス提供日等

営業日	月曜日 ～ 金曜日
営業時間	午前8：30 ～ 午後5：30
サービス提供時間	午前9：00 ～ 午後4：30
年末年始休業	12月30日 ～ 1月3日

(5) サービス提供地域

太田市

3. サービス内容

当センターでは、「居宅サービス計画」に添って、利用者様の意向や心身の状況を踏まえて「通所介護計画」を作成し、利用者様やご家族にご説明、ご同意をいただきながらサービスの提供をいたします。

『サービス日課例』

時 間	内 容
08:30~09:00	送迎
09:30~10:00	健康状態のチェック（体温、血圧等、容態を把握）
10:00~12:00	モフトレ、個別ワーク、入浴など
12:00~13:00	昼食
13:00~15:00	静養、入浴、排泄介助等、集団レクリエーションなど
15:00~16:00	おやつ、排泄介助等、季節の行事、お誕生日会など
16:30~17:00	帰宅準備・送迎

4. 利用料金

別表に定める通りといたします。

5. 通所介護利用の中止

(1) 利用予定日前に利用者様の都合でサービスを中止する場合は、原則として利用日の前日午後5時までにご連絡をお願い致します。

(2) 通所介護利用中に体調不良等でサービスの提供に支障があると判断された場合サービスの提供を中止します。その際は、予定していた当日の利用時間に対応した料金ではなく実際に要した費用に変更し徴収いたします。

6. 支払方法

毎月10日までに前月1日～末日迄分の請求書をご郵送させていただきます。当月25日までにコロナ感染対策の一環としまして原則自動口座引き落とし及び銀行振込(振込手数料はお客様負担とさせていただきます。)のいずれかの方法によりお支払いください。※残高不足などの理由により一時的にお支払いが遅延した場合は翌月に繰り越し請求とさせていただきます。

7. サービスご利用の方法

(1) サービスの利用申し込み

- お電話等でお申し込み下さい。
- 契約を結び、通所介護計画を作成、サービスの提供を開始します。但し、利用定員に空きがない場合は、お待ちいただく事があります。
- 居宅サービス計画の作成については、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービス利用契約の終了

- ①利用者様の都合でサービス利用契約を終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。
- ②当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合には事前に文書で通知するとともに担当ケアマネジャー様と協議をし混乱なく他事業所に移行いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・利用者様が特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの介護保険施設等に入所された場合
 - ・要介護度状態区分が、要支援又は非該当（自立）と認定された場合
 - ・被保険者資格を喪失した場合
 - ・利用者様がお亡くなりになられた場合
- ④ その他
 - ・利用者様又はご家族などが、当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書により1週間以上の予告期間をもってサービスを終了させていただく場合があります。
 - ・利用者様が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合この契約を解除する旨の催告をすることができます。

8. 当センターのサービスの特徴等

(1) 運営の方針

当センターの理念は「ハートあるビジョンを持ち、ハートある人材を揃え、ハートあるケアを提供します。」です。

そのため、利用者様の人間としての尊厳や人格を尊重し、自立した家庭生活を営むことの支援、および、社会的孤立感の解消を目指し運営いたします。

(2) サービス利用のために、下表のような体制をとっております。

事 項	有 無	内 容
男性介護職員の有無	有り	介護福祉士等
職員への研修の実施	有り	外部研修への積極的参加
サービスマニュアル等の作成	有り	行動指針等の発行

(3) 当センター利用に当たっての留意事項

① 【送迎時間】

予め、ご利用者の要望をお聞きした上、当センターで決めさせていただきます。道路事情等により、送迎時間が多少前後したり、変更をお願いすることがあります。

② 【服装等】

活動しやすい服装でご参加下さい。上履き・着替え・紙オムツはご持参下さい。

③ 【健康管理】

活動の開始前には、看護師による健康チェックを致します。食前食後の飲み薬・点眼液及び褥瘡・皮膚病等に使用する塗布薬・ガーゼなどをご持参下されば、

可能な範囲で処置のお手伝いを致します。当事業所は、医療機関ではありませんので、診断・治療・薬の処方・販売はできません。

④【金銭、貴重品の管理】

人の出入りの多い場所です。多額の金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。

⑤【食 事】

おひとりおひとりの状態に合ったお食事を提供いたします。

⑥【入浴】

入浴の順番は諸君の案内までお待ちください。介助を行う職員に対しては入浴介助に関する研修等を年に1回以上行っています。

⑦【設備・器具の利用】

ご利用者のための設備・器具は、介護員の指導のもとでお使い下さい。

⑧【喫 煙】

当事業所は敷地内を含め全館禁煙とさせていただきます。

⑨【宗教活動】

個人の信仰は自由ですが、他人に影響を及ぼすような活動は禁止といたします。

⑩【ペットの持ち込み】

個々人の嗜好、趣味が共通でないこと等から、禁止させていただきます。

⑪【同意署名】

個人情報保護法の観点から個人情報使用同意書に署名をお願い致します。

9. 緊急時の対応方法

利用者様に容体の変化、急変等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡いたします。

—緊急連絡をするときのご連絡先—

お 名 前	様 (続柄)		
ご 住 所			
電話番号	ご 自 宅	—	—
	()	—	—
緊急連絡先	()	—	—
主 治 医	()	—	—

10. 非常災害対策

・災害時の対応

連絡網により可能な限り職員を招集します。ご家族に速やかにご連絡いたします。

・防災設備

施設内各所に消火器を備え付けております。

・防災訓練

年1回以上、避難誘導訓練などの防災訓練を実施しています。

1 1. 守秘義務

介護事業者の守秘義務は法律により定められており、緊急による利用者様の生命や身体に危険がある場合の情報提供を除いて第三者に個人情報をもたらすことはありません。

1 2. デイサービスセンターこもれび太田および公的機関の相談・苦情等の窓口

機 関 名	電 話 番 号
デイサービスセンターこもれび太田 管理者または生活相談員	電話番号 0276-33-0123
太田市 長寿あんしん課	電話番号 0276-47-1111 (代表)
猿島郡境町 介護福祉課	電話番号 0280-81-1323 (代表)
足利市 元気高齢課	電話番号 0284-20-2136 (代表)
江東区 介護保険課	電話番号 03-3647-9493 (代表)
大泉町 国保介護課	電話番号 0276-55-2632 (代表)
榛東村 健康・保険課	電話番号 0279-54-2211 (代表)
群馬県国民健康保険団体連合会	電話番号 027-290-1323 (苦情処理相談)
茨城県国民健康保険団体連合会	電話番号 029-301-1565 (苦情処理相談)
栃木県国民健康保険団体連合会	電話番号 028-643-5400 (苦情処理相談)
東京都国民健康保険団体連合会	電話番号 03-6238-0173 (介護指導相談係)
群馬県 介護高齢課	電話番号 027-226-2562
茨城県 長寿福祉課地域ケア推進室	電話番号 029-301-3332
栃木県 高齢対策課	電話番号 028-623-3149
東京都 介護保険課	電話番号 03-5320-4597

13. 会社の概要

法人種別・名称	有限会社ホクセイ
代表者	代表取締役 堀内 元
運営事業の概要	<p>居宅介護支援事業所太田はびりす（平成23年5月1日）</p> <p>デイサービスセンターにじいろ太田（平成25年6月1日）R5.10.31廃止</p> <p>住宅型有料老人ホームにじいろ太田（平成25年6月1日）</p> <p>デイサービスセンターこもれば太田（平成28年12月1日）</p> <p>訪問介護ステーションこもれば太田（平成28年12月1日）</p> <p>住宅型有料老人マイホームこもれば太田（平成28年12月1日）</p> <p>介護保険外自立支援サービスほんわか太田（平成29年11月1日）</p> <p>訪問看護リレーション（令和6年4月1日）</p> <p>介護用品レンタルのはじめちゃん（令和6年4月1日）</p> <p>※H31.1.15～訪問介護ステーションにじいろ太田廃止</p>

14. 個人情報使用同意書

私（利用者および家族）の個人情報については、居宅サービス計画に沿って円滑にサービス提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合、必要最小限の範囲において使用することに同意します。

有限会社ホクセイ

デイサービスセンターこもれば太田 殿

令和 年 月 日

利用者 氏名 _____

代筆者 氏名 _____ 続柄 _____

家族代表 氏名 _____ 続柄 _____

15. 重要事項の説明確認

契約にあたり、事業者より契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明を受け、これに同意し交付を受けました。

説明担当者	デイサービスセンターこもれば太田	●●●●
利用者	氏名	
代筆者	氏名	続柄

16. 虐待防止に関する事項

- 1) 施設は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。
 - ①虐待を防止するための職員に対する研修を実施します（頻度：毎年）。
 - ②ご利用者及びその家族からの苦情対応体制の整備をします。
 - ③その他虐待防止のために必要な措置を以下のように講じます。
 - ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置を講じます。
責任者：デイサービスセンターこもれば太田管理者 ●●●●
 - ・必要性に応じて成年後見人制度の利用支援を行います。
- 2) 施設は、サービス提供中に当該施設職員又はご利用者の家族等高齢者を現に介護する者による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。
- 3) 虐待の発生又はその再発を防止する観点から毎月第4月曜日の夕方より研修を含めたカンファレンスの開催、マニュアルの整備、委員を定めます。
委員：デイサービスセンターこもれば太田 生活相談員 ●●●●

17. サービス提供の範囲について

事業所は、同法人が運営している住宅型有料老人ホームに居住するご利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めるものとします。

18. 災害への地域と連携した対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることかを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）を柱に訓練の実施に当たっては小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

19. 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さないいわゆる「無資格者」を雇用した場合、群馬県主催の認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じます。

20. 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を図る観点から毎月第4月曜日の夕方より研修を含めたカンファレンスの開催、訓練（シミュレーション）の実施等を行います。また有限会社ホクセイ新型コロナウイルス感染対策マニュアルの整備を行います。

21. 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定(BCP)、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行います。

22. ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を行い、詳細を就業規則内にて明文化します(第31条～第36条)。

23. 会議や多職種連携におけるICTの活用

運営基準において実施が求められる各種会議等（ご利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。）について、感染予防や多職種連携の促進の観点から以下を行います。

- 1) ご利用者が参加せず、医療機関の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- 2) ご利用者が参加して実施するものについて、上記に加えて、ご利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を行います。

24. 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な方法を取らせていただきます。電磁的な方法とは①インターネット等を通じて電子メールを送信する方法、②ウェブサイト（ホームページ）に情報を開示し、これを見読又はダウンロードできるようにする方法、③当該情報を記録したDVD、ICカード等の記録媒体を交付する方法をいいます。なお、電話及びFAXは電磁的方法には含みません。

追記Ⅰ：13 運営事業の概要一部変更 > 訪問介護ステーションにじいる太田削除 介護保険外自立支援サービスほんわか太田追加

追記Ⅱ：令和2年9月1日～営業日 月～土 → 月～金

追記Ⅲ：令和3年4月1日～改定(介護保険法改正により16③～24)

追記Ⅳ：令和3年9月1日～押印欄廃止(社会情勢を鑑み、また契約締結者間事務負担軽減を図る観点から)